

観光デジタルファースト推進事業
(外国人目線でのデジタル情報発信の強化)委託業務
仕様書

1 委託内容

外国人旅行者向けの三重県観光情報発信ウェブサイト（英語版）のコンテンツ充実に係る事業等の実施

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

3 事業の目的

訪日外国人旅行者の個人旅行（FIT）化に伴い、多様化する訪日旅行に対するニーズを的確に捉え、ターゲットの属性（国籍、年齢、訪日目的等）を踏まえたプロモーションを行う必要があります。加えて、FIT化に伴い、旅行者自身がインターネットで情報を収集して旅行計画を立てる傾向が顕著となっており、デジタルコンテンツの充実が誘客促進において重要となっています。

これまで三重県では、「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）（※）としての観光ブランディングの強化を行うため、動画や SNS での情報発信を実施してきました。本事業では、これらに加えて動画や SNS を見て三重県に関心を持った外国人旅行者が更に詳しい情報を検索することを想定して、外国人旅行者の目線で誘客促進のために追加・充実すべきコンテンツ等を検討・企画し、英語のネイティブライターが県内を周遊して記事を制作することにより、三重県の外国人旅行者向けのウェブサイトのコンテンツ充実と観光地としてのブランディングの更なる強化を図ります。

加えて、地域の観光資源を情報発信するにあたり、外国人旅行者に対してどのような切り口で売り込むべきか、何を整備・改善すべきか等についての知見が得られるよう、インバウンドに取り組む自治体職員や DMO、観光事業者等を対象に人材育成研修を実施します。これにより、外国人目線での情報発信力の強化を図り、外国人旅行者の増加につなげます。

※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

4 業務内容

(1) 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

- ・本事業は、三重県観光連盟公式サイト（英語版）のコンテンツ充実を図るものとする。

※三重県観光連盟公式サイト（英語版）(<https://www.kankomie.or.jp/en/>)
（以下、「英語サイト」という。）

ア 「Blog」 ページ (<https://www.kankomie.or.jp/en/report/index.html>)

- ・「三重県ならではの体験」をキーコンセプトとして、三重県内の観光資源の中から、外国人旅行者目線でアフターコロナにおいてニーズが高まると考えられるコンテンツを選定して記事を作成し「Blog」ページに掲載する。
- ・記事は、1本あたり概ね英単語 800 単語以上のものを 30 本以上作成すること。また、記事1本あたりの写真や動画の点数は12点以上とすること。
- ・記事 30 本の内、5本以上は、「半日～2日の県内周遊」をテーマとして、今後來県を予定している外国人旅行者が旅程を具体的に思い描けるよう、複数のスポットを取り上げた記事を執筆すること。

イ 「Recommended Course」 ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/course/index.html>)

- ・アで作成した県内周遊に係る記事(5本以上)を基に、「Recommended Course」の形式に沿ったコース紹介記事を作成し、「Recommended Course」ページに掲載する。

ウ 「Tourist spot and Event」 ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/spot/index.html>)

- ・アで作成した全ての記事で取り上げたスポットやイベントの基礎情報に関する記事を作成し、「Tourist spot and Event」ページに掲載する。（ただし既存の記事がある場合は、必ずしも作成する必要はない。）
- ・基礎情報に関する記事があるものについては、ア及びイに掲載した記事の本文中にリンクを設定すること。

エ その他（条件等）

- ・記事制作にあたり、必ず現場取材を行い、最新の情報を基に記事を執筆すること。
- ・記事制作には、ブロガーや記者等、記事の執筆にノウハウのある英語のネイティブライターを起用すること。
- ・コンテンツの作成にあたり、全天球カメラの活用や一人称視点の動画等の手法を積極的に用い、記事を読んだ外国人旅行者がオンライン上でも三重県の旅を具体的に思い描けるような工夫をすること。
- ・写真や動画等の素材は、今後三重県が各種プロモーションにおいて二次使用できるよう、写真に関しては、容量 1 MB～3 MB 程度 (JPG 形式) のもの、動画に関しては、フル HD (全天球カメラを用いた場合は 4K) のものを用

いること。

- ・ア〜ウで作成した記事等の英語サイトへの掲載（CMS への入力）については、受託者において行うこと。（受託者に CMS 編集権限を付与する。）
- ・取材先は、受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定することとする。
- ・交通費や食費等の取材にかかる経費については、すべて受託者にて負担すること。また、取材のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者において手続きを行うこと。

（2）人材育成研修の実施

- ・地域の観光コンテンツや素材を外国人目線で評価・分析し、外国人旅行者に対してどのような切り口で売り込むべきか、何を整備・改善すべきか等、「外国人目線での情報発信」をテーマとした研修を実施すること。
なお、実施にあたり、オンラインでの実施も可とする。
- ・本事業により県内を取材したライターが参画し、取材の過程で感じた改善点等を県内事業者にフィードバックできる仕組みのものとする。
- ・対象は、インバウンドに取り組む自治体職員や DMO、観光事業者とすること。
- ・受講者への通知等、受講者管理に係る業務についても受託者の責任において実施すること。
- ・人材育成研修の実施にあたり、適宜受講者に対してアンケートやヒアリング等を実施すること。
なお、アンケート及びヒアリング等の内容は、三重県と協議のうえ決定すること。

5 提案内容

事業提案にあたり、提案内容には、以下の事項を必ず含めること。

（1）三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

- ・4（1）アで作成できる記事本数について明記すること。
- ・「三重県ならではの体験」をキーコンセプトとした外国人旅行者のニーズに合った記事を制作するための、基本的な考え方、取材対象の選定方針、より魅力的なコンテンツとするための工夫等について記載すること。
- ・ライターの経歴及びこれまでの実績や強み等について記載するとともに、過去に執筆した記事等をサンプルとして2点以上提出すること。
- ・全天球カメラや一人称視点の動画の活用方針について記載すること。
- ・使用する撮影機材を明示すること。また、プロカメラマンの起用等、写真

や動画素材の品質を高めるための工夫があれば併せて記載すること。

- ・新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、実施体制上の工夫について可能な限り記載すること。

(2) 人材育成研修の実施

- ・「外国人目線での情報発信」をテーマとした人材育成の実施方法、内容、起用する人材を明記するとともに、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。

6 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出し、本事業によって取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作」概要

- ・「Blog」、「Recommended Course」、「Tourist spot and Event」に掲載された記事の内容及び取材実績等について

イ 「人材育成研修の実施」概要

- ・実施した人材育成研修の実績（実施日時、場所、内容、参加者数等）について
- ・県内事業者に対して実施したフィードバックの内容について
- ・ヒアリングやアンケート結果の取りまとめについて
- ・その他実施結果について

ウ 事業の総括及び今後の展開に係る提案

- ・外国人目線で、今後より重点的に取り上げるべきテーマやスポット等、三重県の外国人旅行者誘致に係る取り組みに対する提案について

エ その他監督職員が指示したもの

(2) 電子媒体納品物

- ・記事の執筆にあたり、取材等で取得した素材（動画・静止画等）及び記事原稿
- ・その他、人材育成研修の実施にあたり、作成された資料、アンケートやヒアリングの結果、写真等の記録

(3) 納品期限

令和3年3月29日（月）

(4) 提出先

三重県雇用経済部観光局海外誘客課

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

9 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、三重県が実施する動画制作事業等の他事業との連携を視野に入れ、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

なお、業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 留意事項

ア 本事業により取得した写真や動画、制作された記事原稿等の著作権は、

三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上